

# 中国ビジネス Q&A 新印紙税法がもたらす日本企業への影響

**Q** 2022年7月に新たに印紙税法が施行され、日本本社も中国にて印紙税を納めることが義務付けられたと聞きました。中国子会社と締結する契約書については、日本でも印紙税を支払っていますが、同時に中国でも納税が必要なのでしょうか。

**A** 新印紙税法の規定によると、課税文書を国外で作成し中国国内で使用する組織および個人も納税義務者となります。課税文書の対象が有形資産である場合、売り手もしくは買い手が中国国内にいれば、当該取引に従事する非居住者企業にも納税義務が生じます。現時点にて、中国税務局が新印紙税法を基に海外企業の印紙税納付を要求する大きな動きはみられません。しかしながら、非居住者企業の納税義務が明確化されたことは大きなポイントであり、今後の税務局の動向に注意しつつグループでの対応方針を立てることが重要になっています。

## 1. 印紙税法の内容

### (1) 概要および背景

中国における印紙税の歴史は長く、1988年に制定された印紙税暫定条例の下で印紙税の徴収が行われていました。現在、各税目にて暫定条例となっている規定の立法化が相次いで行われており、2022年7月1日に「中華人民共和国印紙税法」(中華人民共和国主席令第89号)が施行され、印紙税暫定条例は廃止されました。印紙税法は20条で構成され、現行税制の枠組み自体は大きく変更されていません。しかしながら、暫定条例と比べて、納税義務者範囲の拡大、税額計算根拠の明文化、課税証憑の分類の集約・細分化、一部の税率の引き

表1 課税対象および税率

課税対象	税率
売買契約書	代金の0.03%
金銭消費貸借契約書	借入金の0.005%
ファイナンスリース契約書	リース料の0.005%
賃貸契約書	賃貸料の0.1%
請負契約書	報酬の0.03%
建設工事契約書	代金の0.03%
運送契約書	運送費の0.03%
技術契約書	代金、報酬、使用料の0.03%
倉庫保管契約書	保管費の0.1%
権利譲渡文書(土地使用権、建築物、持ち分)	記載額の0.05%
権利譲渡文書(商標専用権、著作権、特許権、専用技術使用権)	代金の0.03%
証券取引	取引額の0.1%

(出所) 筆者作成

下げ、証券取引に係る追記などが行われました。さらに、財政部・国家税務総局は事後的に複数の公告を公布し、納税者の判定、課税証憑に対する具体的な規定、税額計算や追加課税、税額還付、免税などの実施基準を規定しています。

### (2) 課税対象および税率

印紙税法に基づく課税対象および税率(一部抜粋)は表1の通りです。日本企業の取引が多い有形資産売買契約書は代金の0.03%、ロイヤルティも同じ0.03%にて課税されます。取引金額に一定税率を乗じて納税額が決定される計算方式が採用されています。

### (3) 非居住者企業への課税および申告方式

印紙税の納税義務について、中国国内で課税文書の作成や、証券取引を行う組織および個人が納税者となります。また、中国国外で作成された課税文書を国内で使用する組織・個人についても課税義務が生じます。非居住者企業の納付義務は、追加的に公布された「印紙税に関する若干事項の実施基準に関する公告」(財政部、国家税務総局[2022]22号)にて詳細が規定されています。具体的には、表2にある契約書などの文書を取り交わすと、非居住者が中国で納税義務を負うこととなります。非居住者企業の納税に係る判

表2 非居住者企業が納税義務を負う文書の対象およびその判定基準

文書の対象物	納税義務の判定基準
不動産	国内に所在する
持ち分	中国居住者企業の持ち分である
動産（有形資産）	売り手あるいは買い手が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で使用するものを国外組織または個人に販売する場合は含まず）
商標専用権、著作権、特許権、 専用技術使用権	提供側または受入側が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で発生するサービスを国外組織または個人に提供する場合は含まず）
サービス	提供側または受入側が国内に所在する（国外組織または個人が完全に国外で発生するサービスを国外組織または個人に提供する場合は含まず）

（出所）筆者作成

定基準は従前の暫定条例では必ずしも明確になっておらず、当該公告にて海外企業の納税に係る取り扱いが明示されたことに注意が必要です。

非居住者企業の印紙税の申告方式について、関連法規では国内代理人の有無により、2つのシナリオに分けて規定されています。

●国内に代理人がいる場合

国内代理人により納税が行われます。取引相手が納税するのであれば源泉徴収方式で、取引とは関係ない代理人が納税するのであれば代理申告方式での納税になります。納税は国内代理人の所在地（居住地）にて申告を行うこととなります。納税期限は、四半期ごと、年ごと、都度払いの方法から選択することが可能です。具体的な期限は税務局が実際の徴収管理状況により定めるとされています。

●国内に代理人がない場合

非居住者企業が自ら申告納税（自主申告）を行うこととなります。課税地は文書対象により異なります。資産引き渡し場所の所在地、国内のサービス提供者または受領者の所在地（居住地）、課税文書を作成する国内の当事者の所在地（居住地）、不動産の所在地（不動産所有権の移転の場合）となります。納付期限は、国内に代理人がいる場合と同じです。

（4）契約書がない場合の取り扱い

契約を書面作成しない場合、具体的には当事者間の売買関係や権利・義務が発注書等の書類により決まる際にも規定に基づいて印紙税を納付することとなります。正式な書面での契約書が存在しなくても、伝票のやり取りで該当する取引が行われていれば課税されます。

2. 日本企業への影響

今回の新印紙税法の施行は日本企業に大きな影響をもたらします。日本本社側では前述の通り、中国企業と一定の取引を行っている場合課税義務を負うことが明確になっています。中国企業と有形資産の輸入／輸出取引を行うだけでも表2の判定基準を満たしますので、日本の多くの企業にて課税義務が生じることになります。日本本社のみならず、米国や欧州、東南アジアのグループ会社が中国企業と取引を行った際も同様です。また納付にあたっては複数の申告方式が存在しており、どの方式を採用するかを決めなくてはなりません。その他にも、契約書がない場合にも納付義務が生じることが明示されるなど、日本の印紙税とは異なるルールが存在しています。

今回の改正を受けての中国税務局の動きですが、今のところ、非居住者企業の納税を求める大規模な動きは見られません。また代理人申告の実施方法を照会しても地域によりコメントが異なり、必ずしも全国的に統一された実務運用がなされていないようです。

日本企業としては今回の中国印紙税法に係るポイントを正確に理解し、自社グループの取引状況を踏まえて定量的なリスク金額の試算をすることが重要です。その上で税務局の動きを適時把握し、中国印紙税に係るグループでの対応方針を立てていくことが求められます。